

固定資産税相当額を10年間で  
最大150万円交付します。



鞍手町のコミュニケーションマーク

## 定住促進奨励金のお知らせ

鞍手町では、住宅の購入により町内に居住された方に、定住促進奨励金を交付しています。定住促進奨励金は、対象となる家屋と土地に対する、その年度の固定資産税相当額（上限15万円）を最高10年間交付するものです。

■奨励金の交付対象となる方は、以下のチェックリスト全てに当てはまる方です。

※チェックリストの全てに当てはまっても、交付対象とならない場合があります。

■1つでも当てはまらない項目がある場合、申請の前に交付対象となるかどうか必ずお問い合わせください。

### チェックリスト

- 家屋の所有者が鞍手町に定住して、鞍手町で生活している
- 平成24年1月2日から令和9年1月1日までの間に家屋を新築または新築・中古家屋を購入した
- 鞍手町に家を持つのが初めてである
- 所有した家屋は建て替えてではない（同居の世帯員が所有している家を建て替えた場合も含まれます）
- 所有した家屋は相続・贈与により所有することとなった家屋ではない
- 家屋の所有者は、鞍手町に住民登録している（住民票がある）
- 家屋の所有者とその同居家族全員が鞍手町に納める税金等に滞納がない  
（税金等とは、固定資産税などの税金、保育料や給食費など、町に納める全てのお金が含まれます）
- 家屋の所有者とその同居家族全員が暴力団もしくは暴力団関係者ではない
- 家屋の広さが以下の条件を満たしている
  - ・専用住宅は居住部分の床面積が、50㎡以上280㎡以下
  - ・店舗併用住宅は、居住部分と併用部分（店舗以外の部分）の床面積が50㎡以上280㎡以下
  - ・マンションや長屋などの集合住宅は、居住部分の床面積が40㎡以上280㎡以下
- 所有した家屋には、玄関・トイレ・台所・浴室・居室があり、その家屋だけで生活できる
- 過去にこの奨励金を受けていない
- 対象となる家屋に初めて固定資産税が課税されてから10年経過していない

### 以下に当てはまる方は土地も対象となります

- 家屋が建っている土地は、相続・贈与により所有することとなった土地ではない
- 家屋が建っている土地は、平成24年1月2日以降に購入した土地である
- 家屋が建っている土地は、家屋の所有者と同じ名義である

◎対象者となる方は、鞍手町に必ず申請してください。（申請方法は裏面をご覧ください）

◎定住促進奨励金は、申請を行わなければ受け取ることができませんので、ご注意ください。

## ■申請方法（10年間の対象期間中は毎年申請が必要です）

申請には以下の書類が必要です。①～⑤の書類を準備して、鞍手町へ申請してください。

（⑥⑦は、申請後、②に基づき鞍手町で確認しますので、申請者が準備する必要はありません。）

- ① 鞍手町定住促進奨励金交付申請書★
- ② 鞍手町定住促進奨励金交付申請チェックリスト★
- ③ 取得した土地と住宅の登記事項証明書（コピー不可。申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 住宅の間取り図（間取りを確認できるもの。コピー可）
- ⑤ 奨励金の振り込み先として指定する口座情報の写し
- ⑥（提出は不要です）申請する年度の固定資産税を納付したことを証明する書類
- ⑦（提出は不要です）申請する家に住んでいる全ての人の住民票の写し  
（世帯分離していても同じ家に住んでいる人がいればその人の分も確認いたします）

※10年間毎年申請が必要です。

※2年目以降の申請書類は①のみとなります。（②～⑤の書類は提出不要）

※家屋を共有名義で所有している場合、①は共有者全員が提出してください。

（②～⑤は、共有名義の場合は1通で構いません。）

※①～⑤以外にも必要な書類を求めることがあります。

※★印のものは、役場まちづくり課 まちづくり戦略係で受け取るか、鞍手町ホームページからダウンロードしてください。

## ■申請期間

8月1日～10月31日 平日 8時30分～17時15分（木曜日は19時まで）

※この期間に申請しなければ、奨励金を受け取ることはできません。

※交付期間（最高10年間）が終わるまで、毎年申請する必要があります。

## ■提出先

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係（役場2階） 持参または郵送で受け付けます。

## ■申請後の手続き

11月～ 申請書に基づいて、交付対象となるかどうかを鞍手町が審査します。

1月末 交付対象となった方に「交付決定通知」を送付します。

（税金等の滞納があるなど奨励金の交付条件に当てはまらなかった方には、「交付却下通知」を送付します。）

3月末頃 交付決定に基づいて、鞍手町から奨励金を交付します。

（税金等に滞納がある場合は、交付いたしません）

**定住促進奨励金を受け取るには条件があります。  
申請の前に交付対象となるかどうか必ずご確認ください。**

## ● お問い合わせ先 ●

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係 〒807-1392 鞍手町大字中山3705番地  
TEL 0949-42-2111（内線311） 鞍手町ホームページ URL <https://www.town.kurate.lg.jp>